

熊本市地域防災計画

令和5年度（2023年度）版

大規模事故

対策編

熊本市防災会議

地域防災計画の構成と概要

熊本市地域防災計画は、災害の種別に関係なく定める「共通編」、災害の種別ごとに定める「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編」、「大規模事故対策編」をもって構成し、災害発生前後の状況に応じた予防に関する計画（災害予防計画）、応急対策に関する計画（災害応急対策計画）、復旧・復興に関する計画（災害復旧・復興計画）についてとりまとめたものである。

熊本市地域防災計画の概要

共通編	第1章 総則	防災対応力の強化に向けた基本的な考え方、課題と教訓、災害想定、市民・事業者・地域の防災組織・行政の取り組み等を定める。
	第2章 防災組織計画	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、熊本市防災会議の組織を定める。また、防災に関する組織では、災害が発生、又は発生するおそれがある場合の市の組織体制、初動体制、配置計画を定める。
	第3章 災害予防計画	地震・津波災害、洪水、土砂災害などに対して、平常時に行う事前の対策を定める。
災害対策編 地震・津波	第1章 災害応急対策計画	地震・津波災害発生時の対応を定める。 災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	地震・津波災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
対策編 風水害	第1章 災害応急対策計画	洪水、土砂災害などの対応を定める。 災害時の対応の基本となる計画となる。
	第2章 災害復旧・復興計画	洪水、土砂災害などの災害発生後の復旧や復興の取り組みを定める。
大規模事故対策編	第1章 原子力災害対策計画	玄海原子力発電所や川内原子力発電所から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はそのおそれがある場合の対応を定める。
	第2章 海上災害対策計画	船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失などによる海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合の対応を定める。
	第3章 航空機災害対策計画	熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合の対応を定める。
	第4章 特殊災害対策計画	石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害、地震等による大規模な災害が発生した場合の対応を定める。
資料編		条例や基準、災害協定、各種データ、様式などをとりまとめる。

大規模事故対策編の構成

大規模事故対策編は、「原子力災害対策計画」、「海上災害対策計画」、「航空機災害対策計画」、「特殊災害対策計画」で構成する。

第1章 原子力災害対策計画

原子力災害対策計画は、九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起った場合、又はそのおそれがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧対策計画」で構成する。

第2章 海上災害対策計画

海上災害対策計画は、船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

第3章 航空機災害対策計画

航空機災害対策計画は、熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定める。

第4章 特殊災害対策計画

特殊災害対策計画は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定める。

目 次

	頁
第 1 章 原子力災害対策計画	1
第 1 節 総則	2
第 1 項 計画の目的	2
第 2 項 計画の見直し	2
第 3 項 計画の周知徹底	2
第 4 項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲	2
第 5 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第 2 節 災害予防計画	11
第 1 項 即応体制の整備	11
第 2 項 情報の収集・伝達体制等の整備	12
第 3 項 住民等への的確な情報伝達体制の整備	13
第 3 節 災害応急対策計画	14
第 1 項 応急活動体制の確立	14
第 2 項 屋内退避・避難収容等の防護活動	14
第 3 項 関係者等への的確な情報伝達活動	16
第 4 節 災害復旧計画	17
第 2 章 海上災害対策計画	18
第 1 節 総則	19
第 1 項 計画の目的	19
第 2 項 災害の想定	19
第 3 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	19
第 2 節 災害予防計画	22
第 1 項 海上交通の安全のための情報の充実	22
第 2 項 船舶の安全な運行の確保	22
第 3 項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	23
第 4 項 海上防災思想の普及	26
第 5 項 海上交通環境の整備	26
第 3 節 災害応急対策計画	27
第 1 項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	27
第 2 項 活動体制の確立	29
第 3 項 流出油防除対策	30
第 4 項 関係者等への的確な情報伝達活動	35
第 5 項 二次災害の防止活動	35
第 4 節 災害復旧計画	36
第 3 章 航空機災害対策計画	37
第 1 節 総則	38
第 1 項 災害の想定	38
第 2 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	38
第 2 節 災害予防計画	40
第 1 項 航空交通の安全のための情報の充実	40
第 2 項 航空機の安全な運航の確保	40
第 3 項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	41

目 次

	頁
第3節 災害応急対策計画	43
第1項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	43
第2項 活動体制の確立	44
第3項 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	45
第4項 関係者等への的確な情報伝達活動	45
第4章 特殊災害対策計画	46
第1節 災害の想定	47
第2節 市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱	47
第3節 自主保安体制の強化	48
第4節 応援協力体制の確立	48
第1項 企業間における相互応援体制	48
第2項 消防機関と企業間における協力体制	48
第3項 市町村間における相互応援体制	48
第5節 災害予防対策計画	49
第1項 防災用設備、資機材の整備、備蓄等	49
第2項 防災訓練の実施	49
第3項 危険物等の保安全管理	49
第6節 消防隊の出場	49
第7節 避難	49
第8節 警戒区域の設定	50

第 1 章 原子力災害対策計画

県内には原子力関連施設は存在しないが、本市においては同等の距離に位置する佐賀県玄海原子力発電所及び鹿児島県川内原子力発電所に対して、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により福島県で発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

このような立場から、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について計画するものである。

【関連部局】
全局

第 1 節 総則

第 1 項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の規定に基づき、原子力事業者等の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県等の防災関係機関がとるべき措置を定めることとする。

第 2 項 計画の見直し

この計画は、国における原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直し及び県の計画または市の体制、組織等の見直しにより修正の必要があると認められる場合は、災害対策基本法 42 条の規定に基づき検討を行い、必要な追補、修正等を行っていく。

第 3 項 計画の周知徹底

この計画は、市の職員及び防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、住民に対しても周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第 4 項 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

1 原子力発電所の概要

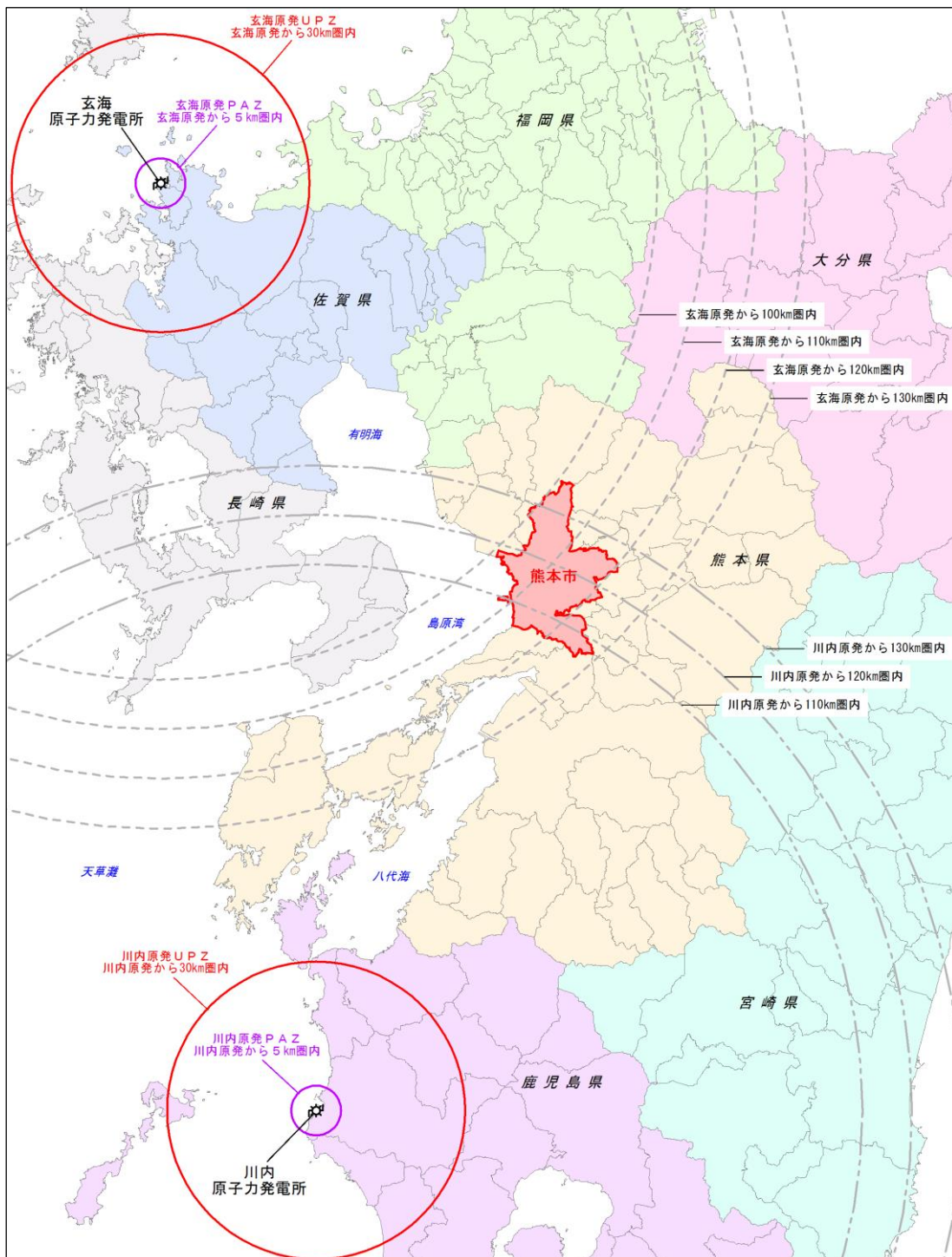
■ 玄海原子力発電所

ユニット		1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約 87 万 m ²			
電気出力		55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料	種別	-	-	低濃縮（約 4%） 二酸化ウラン ウラン・プルトニウム 混合酸化物	低濃縮 （約 4～5%） 二酸化ウラン
	装荷量	-	-	約 89 トン	約 89 トン
営業運転開始日		昭 50. 10. 15	昭 56. 3. 30	平 6. 3. 18	平 9. 7. 25
運転終了日		平 27. 4. 27	平 31. 4. 9	-	

■川内原子力発電所

ユニット		1号機	2号機
所在地		鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山	
用地面積		約145万平方メートル（埋立面積約10万m ² を含む）	
電気出力		89万kW	89万kW
原子炉		軽水減速・軽水冷却加圧水型（PWR）	
燃料	種別	低濃縮（約4～5%）二酸化ウラン	
	装荷量	約74トン	約74トン
営業運転開始日		昭59.7.4	昭60.11.28

2 原子力発電所と本市の位置関係



3 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下は、原子力規制委員会が定めた区域である（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」より抜粋）が、本市においては、これらの区域内に位置していないため、該当しない。

(1) 防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベル（「Emergency Action Level」以下「E A L」という。表 1 を参照。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「I A E A」という。）の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から 3～5km の間で設定すること（5km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5km」を目安とする。

(2) 緊急時防護措置を準備する区域

（U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone）

U P Z とは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル（「Operational Intervention Level」以下「O I L」という。表 2 を参照。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていることを踏まえ、「原子力施設から概ね 30km」を目安とする。

■表1 緊急事態区分と緊急時活動レベル EAL: Emergency Action Level

	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
警戒事態	1. 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 2. 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 4. 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 7. 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 9. 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 10. 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 11. 当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 12. 当該原子炉施設等立地道府県沿岸において、大津波警報が発令された場合。 13. オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 14. 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 15. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	1. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 2. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 3. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 4. 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 5. 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。 6. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 7. 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 8. 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 9. 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 10. 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 11. 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	PAZ内の住民等の避難準備及びより時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う。

第 1 章 原子力災害対策計画

第 1 節 総則

	現行の原災法等における基準を採用した当面の E A L	緊急事態区分における措置の概要
施設敷地緊急事態	12. 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 13. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 14. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	
全面緊急事態	1. 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 2. 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 3. 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 4. 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 5. 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 57 条第 1 項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、30 分以上）継続すること。 6. 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。 7. 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 8. 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 9. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 10. 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 11. 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 12. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 13. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

■表2 O I Lと防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一次移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg	
			ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	

出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」

- ※1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2)本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3)我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4)※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6)実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7)その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※8)根菜、芋類を除く野菜類が対象

- ※9) IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

4 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

(1) 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出された放射性物質は、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向によっては本市にも影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

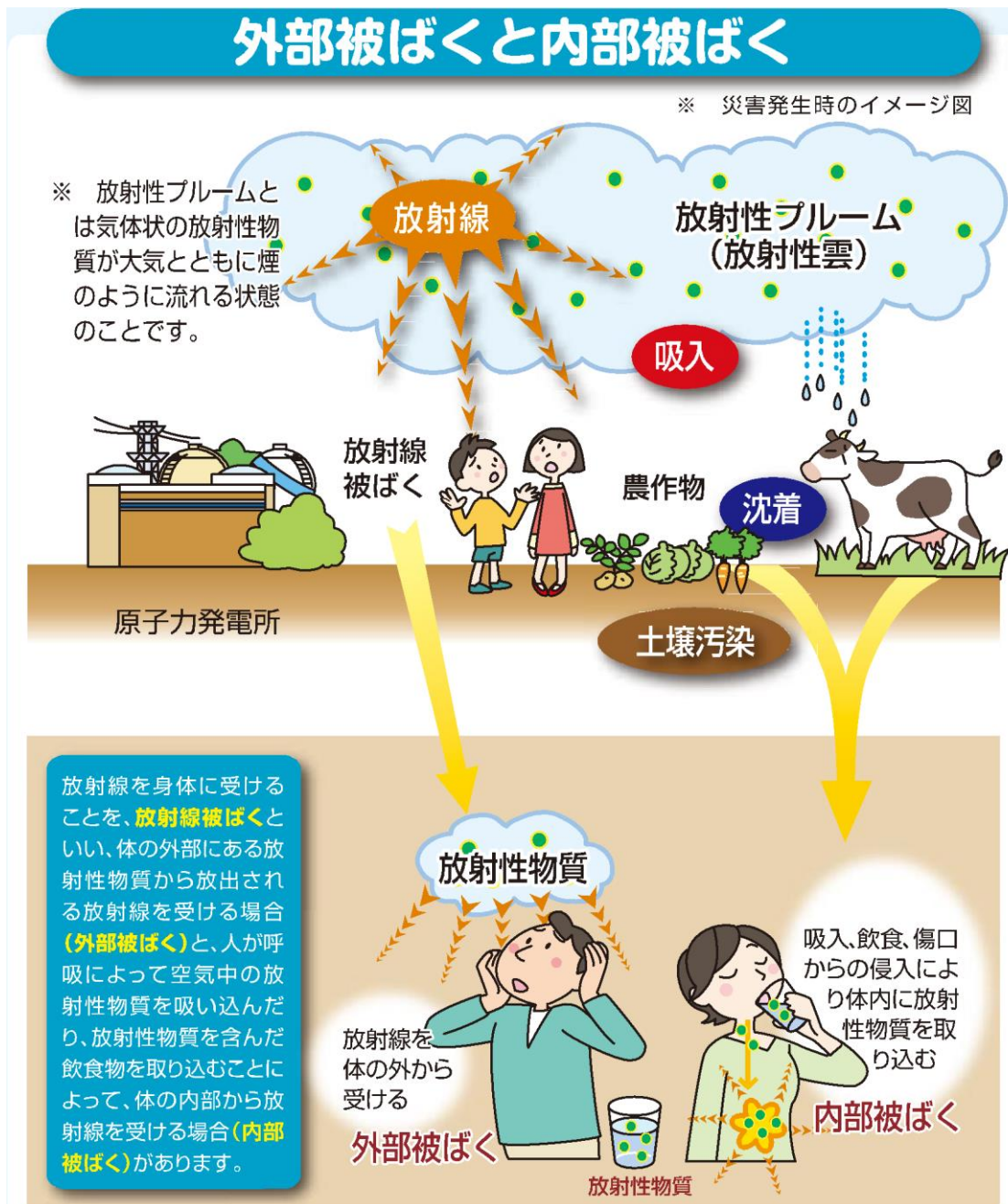
(2) 被ばく経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施にあたっては双方を考慮する必要がある。

ア 外部被ばくとは、体外にある放射性源から放射線を受けることである。

イ 内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

■外部被ばくと内部被ばく



出典：福岡県「原子力防災の手引」

第 5 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 住民避難等に関する広報・指示
- (5) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (6) 住民への原子力災害に関する情報伝達

2 県

- (1) 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言
- (4) 環境放射線モニタリング体制の整備
- (5) 食品検査体制の整備
- (6) 健康相談及び医療体制の整備
- (7) 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報
- (8) 住民避難等に関する関係機関間の調整
- (9) 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 立入禁止区域及びその周辺における警戒警備並びに交通規制
- (5) 被災地域における社会秩序の維持
- (6) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (8) 避難誘導及び二次災害の防止
- (9) その他必要な警察業務

4 放射性物質取扱施設の設置者（以下「施設設置者」という。）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 施設の防災対策の実施

5 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第2節 災害予防計画

第1項 即応体制の整備

【関連部局】
政策局
消防局

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 消防の相互応援体制

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

4 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努めるものとする。

飲料水、飲食物の摂取制限等を行うにあたっては、住民等への安全な飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

5 防災業務関係者への研修

市は、県や関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図るものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

第 2 項 情報の収集・伝達体制等の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、市は、県、原子力事業者等及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行うものとする。

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

(2) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(3) 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努めるものとする。

(1) 防災行政無線の保守・運用

防災行政無線の使用に支障をきたさないよう、機器の保守点検を定期的に行うものとする。

(2) 他の通信手段の確保

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修会等の機会において、防災行政無線システムにおけるメール配信システムを活用した情報伝達訓練等を行うものとする。

第3項 住民等への的確な情報伝達体制の整備

【関連部局】
政策局

1 情報項目の整理

市は、原子力災害における住民等への情報伝達がわかりやすく、かつ円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2 情報提供体制の整備

市は、住民等に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。
情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、町内自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

3 住民相談窓口の設置等

市は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

また、市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

4 原子力防災に関する住民等への知識の普及と啓発

平常時から住民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避や避難に関すること
- (7) 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (9) 放射性物質により汚染されたもの、またはそのおそれのあるものの処理に関すること

6 防災関係機関による防災訓練の実施

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

【関連部局】
全局

第 3 節 災害応急対策計画

第 1 項 応急活動体制の確立

1 職員の動員配備基準

県から「警戒事態」若しくは「施設敷地緊急事態」が発生した旨の連絡を受けた場合は、次の配備態勢をとるものとする。

■ 配備基準（原子力災害）

本部	配備	配備基準	主な活動
災害警戒本部	レベル 4 強化 災害警戒 態勢	○県から警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力体制の確立 ○住民等への情報提供活動
災害対策本部	レベル 5 災害対応 態勢	○全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合 ○県が災害対策本部を設置した場合又は市長が必要と認めた場合	○災害情報の収集、伝達 ○緊急時モニタリングへの協力 ○住民等への屋内退避の注意喚起
	レベル 5 強化 全庁総力 態勢	○国からの指示等により、住民等に対し、屋内退避もしくは避難のための立ち退きの指示があった場合	○災害応急対策の全活動

第 2 項 屋内退避・避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が次表の「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとるものとする。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとるものとする。

■ 退避及び避難に関する指標

予測線量（単位 mSv）		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50 mSv	100～500 mSv	○住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50 mSv 以上	500 mSv 以上	○住民は、避難又はコンクリート建家の屋内に退避すること。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 退避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させるものとする。

また、避難時の服装等について、次のとおり、防災行政無線又は広報車等により住民への周知を図るものとする。

■避難時の服装等

- 1 ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 2 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(3) 警戒区域の設定

ア 市は、災害対策基本法等に定める基準に従い、特に必要と認めるときは警戒区域を設定することとする。

イ 市は、警戒区域及びその周辺における立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

2 避難場所

市は、発災時に必要な避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難所として開設する。

3 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境に当たっては、年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、その尊厳を傷つけられないことがないよう十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

4 飲料水、飲食物の摂取制限

(1) 飲食物摂取制限に関する指標

市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

■飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	3×10^2 Bq/kg 以上	3×10^2 Bq/kg 以上
野菜類	2×10^3 Bq/kg 以上	5×10^2 Bq/kg 以上
穀類、肉・卵・魚その他	—	—

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

市及び県は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

第 3 項 関係者等への的確な情報伝達活動

1 周辺住民への情報伝達活動

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

情報伝達に当たっては、放送事業者等、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災関係機関及び施設設置者は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

3 健康相談及び医療の実施

- (1) 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。
- (2) 市は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第4節 災害復旧計画

【関連部局】

政策局
文化市民局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
都市建設局
病院局

1 環境放射線モニタリングの実施

市は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

2 風評被害等の影響軽減

市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような行動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- (2) 被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。
- (3) 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- (4) 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- (5) 原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

3 住民健康相談

市は、県及び医療機関と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

4 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第 2 章 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

第1節 総則

第1項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、船舶等からの油流出事故対策及び海難事故対策に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について定めたものであり、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

【関連部局】
政策局
消防局

第2項 災害の想定

【関連部局】
政策局
消防局

1 船舶等による油流出事故

市内沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生。

2 海難事故

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生。

第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- (2) 沿岸及び地先海域の警戒
- (3) 沿岸住民に対する避難の指示
- (4) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- (5) 傷病者の救出、救助、援護（搬送、収容）
- (6) 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- (7) 消火作業及び延焼防止作業
- (8) 海上保安官等の行う応急対策への協力
- (9) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- (10) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (12) 風評被害対策に関すること
- (13) 災害救助法適用に関すること

【関連部局】
政策局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
各区役所
消防局
病院局

2 県

- (1) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
- (3) 自衛隊、地方公共団体等に対する応援要請
- (4) 第十管区海上保安本部等の行う応急対策への協力
- (5) 傷病野生鳥獣の救護体制の整備及び救護の実施
- (6) 事故の状況、結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境の状況の把握
- (7) 風評被害対策に関すること
- (8) 災害救助法適用に関する措置
- (9) 防除資機材及び消火資機材の整備
- (10) 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整その他の応急措置
- (11) 補償対策に関すること
- (12) 沿岸漂着の可能性のある油の防除措置の実施及び県管理区域での油防除措置の実施並びに市町村に対する油防除措置の支援

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 警備艇による油等の流出海域のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締まり
- (3) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (4) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (5) 立入禁止区域及びその周辺における警戒警備並びに交通規制
- (6) 被災地域における社会秩序の維持
- (7) 検視及び行方不明者の捜索、遺族支援
- (8) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (9) 避難誘導及び二次災害の防止
- (10) その他必要な警察業務

4 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

- (1) 関係機関への情報伝達及び協力要請
- (2) 航空機又は巡視船艇の被災海域への派遣並びに被害状の把握及び結果の分析・評価
- (3) 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送
- (4) 油の拡散防止及び流出油の防除
- (5) 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導
- (6) 消火作業及び延焼防止作業
- (7) 防災資機材の整備、調達及び海上輸送
- (8) 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動及び誘導
- (9) 遭難船舶の破壊、油の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置

- (10) 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置
- (11) 治安の維持（監視、警戒）
- (12) 流出油災害対策協議会との連絡調整
- (13) 災害対策連絡調整本部の設置・運営

5 九州運輸局熊本運輸支局

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

6 九州地方整備局

流出油回収活動の実施等

7 自衛隊

- (1) 被害状況の調査
- (2) 遭難者の救出・救護
- (3) 死傷病者の救出、搬送
- (4) 行方不明者の搜索
- (5) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
- (6) 人員・物資の輸送等
- (7) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動

8 関係事業者等

- (1) 熊本海上保安部等への事故発生の通報
- (2) 遭難船舶乗組員の救助
- (3) 遭難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
- (4) 油の拡散防止及び流出油の防除
- (5) 現場付近の者又は船舶に対する注意喚気の実施
- (6) 必要に応じ、付近住民への避難警告
- (7) 関係企業に応援協力を要請
- (8) 消火活動等消防機関への協力
- (9) 災害対策連絡調整本部への責任者の派遣
- (10) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 海上交通の安全のための情報の充実

1 熊本地方気象台

熊本地方気象台は船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集、伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、海図、水路図誌等の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

また、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第 2 項 船舶の安全な運行の確保

1 九州運輸局

- (1) 九州運輸局は、海技従事者になろうとする者に対し、海技従事者として必要な知識・能力があるかについて海技従事者国家試験を行うとともに、既に海技従事者である者についても、5 年ごとの海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。
- (2) 九州運輸局は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、船員労務官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運行の確保を図るものとする。
- (3) 九州運輸局は、危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備に努めるものとする。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【関連部局】
政策局
総務局
健康福祉局
環境局
農水局
経済観光局
都市建設局
各区役所
消防局

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

- ア 市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は相互の連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- イ 市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を有効に活用できる体制の整備を推進するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- ウ 流出油の的確な状況把握及び情報の共有化が可能となるよう、関係機関で協議の上、流出油の状況についての通報要領の定型化を図る。

(2) 情報の分析整理

- ア 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、油流出事故による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、被害の発生を最小限とするために、平常時より自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡名勝等に関する情報）等を収集・整理し、情報系統図として整備する等その内容を充実させ、防災関係機関において有効に活用できる体制の確立に努める。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、熊本県非常通信協議会との連携にも十分配慮することとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

- ア 防災関係機関及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- イ 防災関係機関及び民間救助・防災組織等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、防災関係機関、民間救助・防災組織及び関係事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急活動関係

- ア 熊本海上保安部は、捜索、救助・救急活動を実施するための潜水器材等の捜索、救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の養成に努めるものとする。
- イ 市は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 自衛隊は、救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動関係

- ア 県は、県医師会、日本赤十字社（熊本県支部）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部、市及び県は、あらかじめ、熊本海上保安部と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。
- ウ 県又は消防本部は、負傷者の状況等、必要に応じて熊本県災害派遣医療チーム（熊本県DMAT）を要請する。
- エ 市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

(3) 消火活動関係

- ア 熊本海上保安部及び消防機関は、平常時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。
- イ 熊本海上保安部は、大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 沿岸市町村（消防機関）は、消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備に努めるとともに、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

4 緊急輸送活動関係

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

5 油の大量流出時における活動関係

(1) 資機材の整備

- ア 熊本海上保安部、九州地方整備局、県、市町村等は、連携をとりながら、必要な資機材の整備を図るとともに、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。また、資機材を保有する機関や事業者等からの調達が円滑に行えるよう、災害発生時に必要な資機材の要請、輸送、保管、配分等の実施方法について、関係機関間で十分協議しておく。
- イ 船舶所有者等は、油が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。
- ウ 石油事業者等団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(2) 回収油の輸送・処理体制の確保

市は、回収油が産業廃棄物に当たるため、災害時にそれらを迅速かつ的確に貯留・運搬・処分することができるよう、産業廃棄物関係業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油の受入れについて協力体制の構築に努める。

(3) 環境対策の充実強化

ア 水質、底質の測定等

市及び県は、モニタリングポイントを設定し、海岸線付近及び河川の定期的な水質、底質等の測定（特に油分について）を行い、その結果を整理するなど、災害発生後の調査結果と比較することができるよう、基礎データの整備に努める。

また、災害時に環境対策の実施に当たって、専門家による助言等を迅速に得られるよう、専門家との連携体制の確保を図る。

イ 水鳥等野生生物の救護対策の充実

市は、県、獣医師会その他の関係団体と協議の上、油により汚染された水鳥等野生生物の捕獲・搬送、洗浄・治療、回復までの飼育等の救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保等救護対策の充実を図る。

(4) 補償対策の充実強化

市及び県は、地方公共団体、漁業協同組合等が流出油の防除活動等を実施した場合の防除費用等の請求を円滑に実施するため、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、法的根拠、請求手続、補償対象となる費用等）の把握に努め、整理の上、市町村、商工観光業関係者、漁業関係者等関係機関と情報の共有化を図る。

6 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 熊本海上保安部、市及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 二次災害の防止活動関係

熊本海上保安部は、航行制限、船舶禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

8 防災関係機関による防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

- ア 熊本海上保安部、消防機関及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施するものとする。
- イ 第十管区海上保安本部等の国の機関、県、市、消防機関、警察、民間救助・防災組織、関係事業者等並びに港湾管理者等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- ウ 石油事業者等は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行う。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 第十管区海上保安本部等防災関係機関が訓練を行うにあたっては、気象・海象条件、対応区域、排出油の状態等の事故想定及び被害の想定を明らかにするとともに、実体に即した、より実践的な訓練となるよう留意する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

9 災害復旧への備え

港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第 4 項 海上防災思想の普及

熊本海上保安部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、船舶指導を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第 5 項 海上交通環境の整備

1 港湾管理者等

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。

2 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、航路標識の整備を行うとともに、港湾管理者等が設置・管理する航路標識についての指導を行うものとする。

第3節 災害応急対策計画

第1項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【関連部局】
政策局
消防局

1 災害情報の収集・連絡

海上災害が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、海難事故の発生状況や流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、熊本海上保安部、県、市その他の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「海上災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

(1) 市

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 県

ア 県は、熊本海上保安部から受けた情報を、警察、関係市町村、防災関係機関及び漁業団体等関係団体へ連絡する。

イ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 県は必要に応じて、消防ヘリコプターの出動を要請する。

(3) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等関係防災機関へ連絡する。

(4) 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

ア 熊本海上保安部は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報の連絡を速やかに九州運輸局（熊本運輸支局）、九州地方整備局、県等防災関係機関に連絡する。

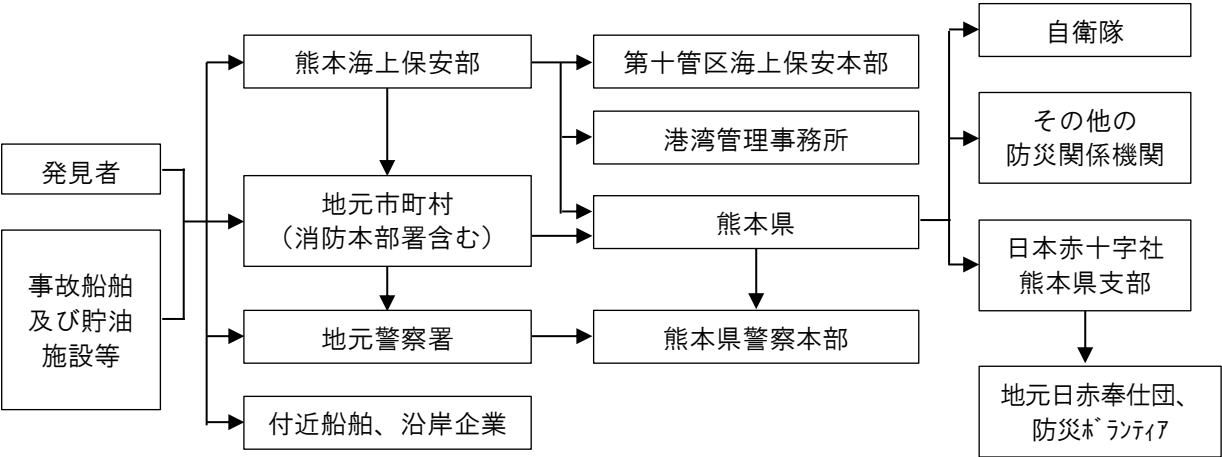
イ 熊本海上保安部は、必要に応じ巡視船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。

(5) 関係事業者等（熊本海上保安官部等への事故発生通報）

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、関係事業者等は速やかに熊本海上保安部等へ通報するものとする。

- ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名
- イ 事故発生日時及び場所
- ウ 事故の概要
- エ 気象、海象の状況
- オ 流出油の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

■海上災害情報伝達系統



2 通信手段の確保

(1) 事故発生直後の通信確保

熊本海上保安部、県、市等防災関係機関及び関係事業者等は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

第2項 活動体制の確立

1 関係事業者等の活動体制

関係事業者等は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な態勢をとるものとする。

2 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、海難事故又は油流出事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立する。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

3 市の活動体制

(1) 人命の救出、救護

市は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、熊本海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救護活動を実施する

(2) 初期消火及び延焼防止

(3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

(4) 沿岸住民に対する避難の指示

(5) 沿岸地先海面の警戒

排出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

(6) 情報収集及び伝達

(7) 排出油に係る対策

ア 市町村は、事故原因者及び海上保安部等の要請に基づき、排出油の除去措置を講じるものとする。

イ 排出油の漂着により海岸が汚染され又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため沿岸への漂着油の除去等の応急措置を講じるものとする。

ウ 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、広域本部を經由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。

4 広域的な活動体制

市及び県等防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

【関連部局】
政策局
総務局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
消防局
病院局

【関連部局】
政策局
環境局
経済観光局
農水局
消防局

第 3 項 流出油防除対策

1 基本的考え方

(1) 浮流油の防除措置

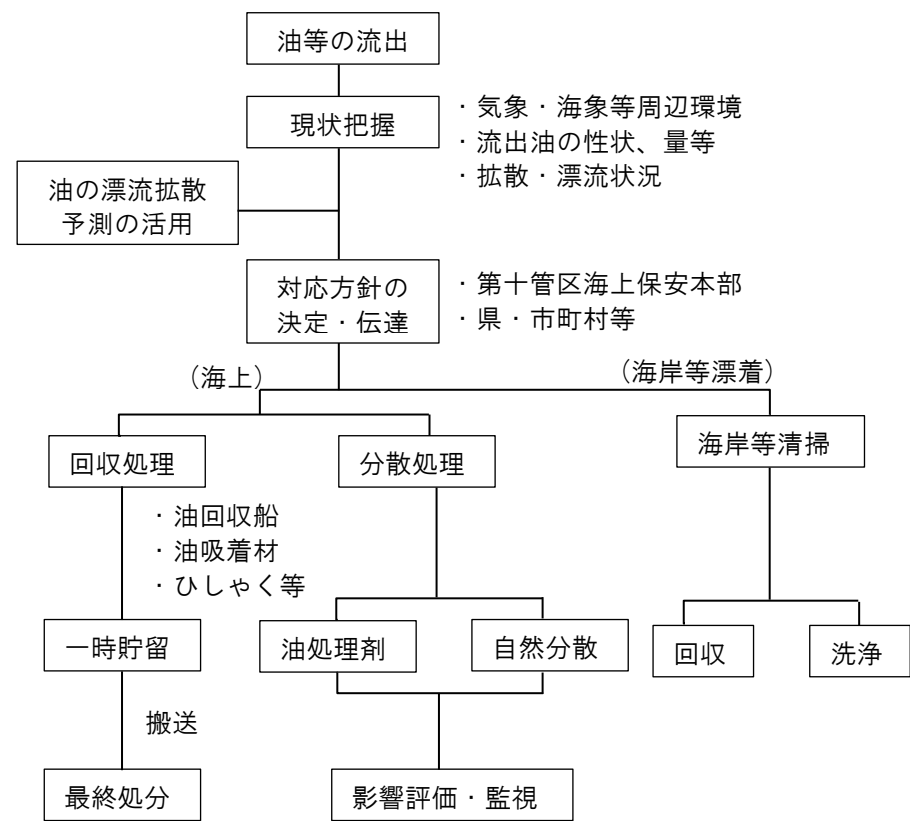
油は時間が経過することにより、ムース化し回収は極めて困難になるとともに、風、海流によって流出油が広域化することから、特に海上における防除措置に際しては、流出油が広範囲に拡散し、ムース化する前に可能な限り迅速に回収することが重要である。

したがって、熊本海上保安部を中心とする防災関係機関は、油流出事故を覚知したときは、直ちに関係機関へ連絡するとともに、その初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除勢力を組織的に先制集中して、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

(2) 漂着油の防除措置

陸域に油が漂着した場合又はそのおそれのある場合に、これを除去し、又は防止する一義的な義務は原因者にある。しかしながら、大規模な油汚染事故においては、原因者の活動のみでは十分な対応ができないことから、地域住民の生命財産への被害の局限化や生活環境の保全の観点から市及び県が、また、港湾、漁港、海岸等の管理区域・施設の機能の保全の観点から各区域管理者が、それぞれ熊本海上保安部と連携を図りながら、迅速かつ効果的な防除措置をとる。

■ 流出油防除作業の概要



「海上防災ハンドブック」海上災害防止センター、海上防災事業者等協会より作成

2 流出油等の現状把握及び防除方針の決定

(1) 流出油等の現状把握

油流出事故への対応を効果的に実施するためには、事故状況を迅速かつ的確に把握し、適切な防除方針を早期に確立する必要がある。

そのため、熊本海上保安部は、航空機、船艇等を用いて監視及びサンプルの採取を行い、流出油の種類、性状、量、拡散状況さらには周辺の地勢、気象・海象等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手する。

(2) 防除方針の決定及び伝達

熊本海上保安部は、流出油の種類・性状等、周辺海域の地勢・保護海域、自然条件の評価・海象予報等の各種情報に基づき、分析・評価を行い、次に掲げるような防除手法の選定、防除作業の実施に必要な防除勢力、防除資機材等防除措置に必要な諸要件を判断し、適切な防除方針を早急に確立する。

なお、防除方針は、流出油の状況、回収の状況等を踏まえて随時更新していく。

- ア 排出防除措置
- イ 拡散防止措置
- ウ 回収措置
- エ 化学的処理

3 流出油の防除

(1) 関係者の防除措置等

ア 事故原因者等の措置

海上事故により大量の原油等の油が排出された場合、事故の原因者（事故を起こしたタンカーの船長及び船舶所有者又は事故を起こした陸上施設の管理者）等は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (ア) 事故の発生を直ちに所轄海上保安部に通報
- (イ) オイルフェンスの展張、油吸着剤及び油処理剤等による流出油の拡散防止又は化学処理
- (ウ) 船体又は貯油施設等の損傷箇所の応急処理並びに油の移し替え
- (エ) 流出油による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行う。また、事故船舶が陸地に近いとき又は荒天により積油の抜き取りが困難な場合は、直接輸送管をもって抜き取りを行う。
- (オ) 火災等二次災害発生の防災

イ 熊本海上保安部の措置

- (ア) 熊本海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。
- (イ) 熊本海上保安部は、危険物等が大量に流出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

(ウ) 熊本海上保安部長は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2」の規定により、特に必要と認めるときは、関係行政機関（九州地方整備局、海上自衛隊、県、県警等）の長に対し、政令で定めるところにより、排出された油等の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。この場合において、熊本海上保安部は、関係機関の油防除能力を勘案の上、出油状況に関する情報を基に回収範囲と役割分担の調整を図る。

ウ 九州地方整備局の措置

九州地方整備局は、油流出事故が発生した場合、要請等を受けて油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。

エ 管理区域（施設）を持つ機関の措置

港湾、漁港、海岸、河川等の管理区域・施設の機能の保全の観点から、各区域管理者（九州地方整備局、県、市町村等）は、熊本海上保安部と連携を図りながら、おおむね次に掲げる活動を展開する。

- (ア) 管理区域（施設）の監視
- (イ) 管理区域（施設）での流出油除去活動の実施
- (ウ) 回収油の一時集積場所への貯留
- (エ) 活動情報の収集及び県への連絡

オ 県の措置

県は、熊本海上保安部等防災関係機関と連携を図りながら、県管理区域・施設における油防除措置、沿岸漂着可能性のある油防除措置を実施するとともに、市からの要請に基づき、自衛隊、その他の地方公共団体に対する応援要請等を実施する。

カ 市の措置

市は、消防機関、警察署、漁業協同組合等と連携を図りながら、おおむね次に掲げる活動を展開する。なお、防除資機材（手袋、作業着、ひしゃく等）が不足する場合は、県へ要請する。

- (ア) 海岸等の監視
- (イ) 海岸等での除去活動の実施
- (ウ) 回収油の一時集積場所への貯留
- (エ) 除去活動情報の収集及び県への連絡

キ 回収船及び防除資機材の確保

県は、必要な防除資機材に関する情報を把握し、熊本海上保安部、九州地方整備局等防災関係機関と緊密な連携をとりながら、取扱業者からの調達、広域応援協定の活用等により迅速かつ的確に確保する。

また、県で調達可能な回収船、防除資機材に関する情報は、逐次市等へ提供する。

(2) 活動状況等の情報の共有化

熊本海上保安部、九州地方整備局、県、市は、関係機関等との間で、事故情報、流出油の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

また、県は、関係市町村及び管理区域（施設）を持つ防災関係機関から沿岸での活動情報を集約し、防災関係機関へ迅速かつ的確に伝達する。

4 回収油の処理

海上又は沿岸において回収された油等の貯留・輸送・処分の一義的責任は事故原因者にあるが、回収油等の搬送・処理を円滑に行うため、関係機関は次のような支援措置を講ずるものとする。

(1) 回収した油の処理

熊本海上保安部等防災機関が回収した油の処理については、速やかに集油船等により廃油処理施設、焼却施設等に輸送して処理するものとする。状況によっては、あらかじめ集積地を定め、ここに一時保管し、逐次輸送して処理するものとする。

(2) 回収油の処理方法

ア 回収油の状況把握・情報提供

県は、回収された油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者等及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

イ 回収油の保管

市、県等は、回収油が入ったドラム缶等の集積保管場所について、処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）及び近隣地域住民の生活環境保全上の観点から、適切な場所を選定する。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉する。

なお、大規模な流出油事故で、清掃現場等から大量の油を一時的に貯蔵する必要がある場合は、周辺の地質を調査し貯蔵ピットの造成について検討する。

ウ 回収油の処理

市、県等は、回収油の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

また、回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

5 環境対策等

(1) 環境対策の実施

市、県及び関係機関は、水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

(2) 野生生物の救護

県は、油流出事故により野生生物に被害が発生した場合には、獣医師、関係団体等の協力を得て、油が付着した野生生物の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護対策を実施する。

(3) 漁場保全対策

県は、油流出事故により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合又は生じた場合には、漁業関係者による油の回収、漁場修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう、必要な支援を行う。

6 風評対策

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等関係機関は、風評による観光客離れ、水産物の消費者離れ等を防止するため、連携を図りながら、観光地の安全性アピールなどの広報活動を実施する。

7 補償対策**(1) 県における対応****ア 補償対策の協議**

県（関係各課）は、補償対策を円滑に進めるため、海事鑑定人、国際油濁補償基金、市町村等と連携を図りながら、次に掲げる事項について協議、確認を行う。

- (ア) 当該事故に適用される補償制度及び請求先
- (イ) 油の防除措置に係る経費の把握、支払方法
- (ウ) 補償請求方針等

イ 補償請求

県は、できるだけ早い時期に海事鑑定人、保険会社、国際油濁補償基金等補償関係者と協議し、当該事故に適用される補償制度及び請求先、経費の把握方法等について協議する。これを受けて、補償請求を実施していく。

(2) 関係機関における対応

市、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、作業内容及びそれに要した経費の把握、並びに写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。この場合においては、海事鑑定人、国際油濁補償基金、県等連携を図る。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

(3) 関係機関の連携

市、県、漁業関係者、商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、必要に応じ、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

【関連部局】
政策局
財政局
環境局
経済観光局
農水局

第4項 関係者等への的確な情報伝達活動

1 船舶への周知

熊本海上保安部及び港の管理者等は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対する周知に努める。

2 被災者の家族等への情報伝達活動

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

3 住民等への的確な情報の伝達

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般住民に対し、事故災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

4 関係者等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災関係機関及び関係事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第5項 二次災害の防止活動

1 第十管区海上保安本部（熊本海上保安部）

熊本海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする。

2 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況、地震、津波等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。

【関連部局】
政策局
財政局
環境局
経済観光局
農水局

第 4 節 災害復旧計画

1 災害復旧対策の基本方針

市及び県は、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部署で構成する「被害回復推進会議」を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2 被災事業者等の復旧支援

市及び県は、流出油により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等を検討する。

3 事後の監視等の実施

特に油流出事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、市及び県は、流出油の防除措置終了後も、状況に応じて沿岸等の巡視、環境の状況（水質、底質、野生生物等）の把握等に努め、必要な措置を講ずる。

4 原因船舶等の除去等

熊本海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるよう指導するものとする。

第 3 章 航空機災害対策計画

熊本空港及び熊本市内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定め、もって地域住民等を災害から守ることを目的とする。

第 1 節 総則

第 1 項 災害の想定

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等大規模な航空事故の発生を想定する。

第 2 項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

航空機災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

1 市

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関・医療機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関・医療機関との調整
- (3) 被災者の救出、救助、救護（搬送・収容）
- (4) 傷病者の身元確認
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- (7) 県又は他の市町村に対する応援要請

2 県

- (1) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- (2) 自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請
- (3) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整
- (4) 医療救護体制の確保

3 警察

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 災害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達
- (4) 合同対策本部等への要員派遣
- (5) 遭難航空機の搜索
- (6) 事故現場付近、医療救護活動地区における警戒警備並びに交通規制
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 検視及び行方不明者の搜索、遺族支援
- (9) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (10) 避難誘導及び二次災害の防止
- (11) その他必要な警察業務

【関連部局】

政策局
健康福祉局
環境局
経済観光局
農水局
各区役所
病院局

4 熊本空港事務所(国の出先機関)

- (1) 遭難航空機の搜索及び救助
- (2) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (3) 航空機への航空保安業務の提供
- (4) 熊本国際空港株式会社が設置する現場指揮所及び合同対策本部へ要員の派遣

5 熊本国際空港株式会社（空港の運営権者）

- (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- (2) 航空法第47条の2「空港機能管理規程」に基づいた空港緊急計画の策定及び計画の発動

6 航空運送事業者等

- (1) 熊本空港事務所、熊本国際空港株式会社、消防機関、警察等関係防災機関に対する事故状況の的確な通報
- (2) 熊本国際空港株式会社が設置する現場指揮所及び合同対策本部へ要員の派遣
- (3) 遭難航空機の搜索
- (4) 被害拡大防止のための現地における医療その他応急措置
- (5) 死傷病者の身元確認及び家族への通知

7 その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- (1) 所管の応急対策の実施
- (2) 県及び市町村等との協力・連携

第 2 節 災害予防計画

第 1 項 航空交通の安全のための情報の充実

1 熊本地方気象台

熊本地方気象台は、航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び警報・注意報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

また、局地的な激しい気象の変化を監視する航空気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

2 熊本国際空港株式会社

熊本国際空港株式会社は、航空局航空情報センターを通じて航空路誌等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時に提供するものとする。

3 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要員毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。また、分類、整理した各種情報を事業者等相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第 2 項 航空機の安全な運航の確保

1 規則の遵守指導

熊本空港事務所は、本省航空局を介して航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

2 航空運送事業者等の教育・訓練

熊本空港事務所は、本省航空局を介して航空運送事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図るものとする。

第3項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【関連部局】

政策局
総務局
財政局
健康福祉局
都市建設局
消防局
病院局

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 情報の分析整理

市、県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、熊本県非常通信協議会との連携にも十分配慮することとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

ア 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

イ 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

ア 災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、市、県及び航空運送事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

イ 空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

- (1) 熊本空港において航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港緊急計画連絡協議会の構成員が各協定等及び「熊本空港緊急計画」に基づく活動を実施するものとする。
- (2) 熊本市域内で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本市、熊本市消防局、県及び県警は、協議に基づき救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。
- (3) 熊本市域内で航空機災害が発生し、死傷者がある場合は、熊本市健康福祉局、熊本市病院局、熊本市消防局及び熊本市医師会等で編成する医療救護班を現地

に派遣し、応急措置を施した後、市内の医療機関に収容する。なお、市及び市医師会の救護班での救護活動が不可能な場合は、日赤熊本県支部に応援を求めるものとする。

- (4) 熊本市域内で航空機災害により死傷者が発生した場合は、熊本市、熊本市消防局及び県警は、行方不明者の搜索、負傷者の救出及び遺体の収容等を実施するものとする。
- (5) 市は、災害発生後のストレスによる心や体のケアに対応するため、心身両面の相談体制を整備する。

4 緊急輸送活動

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の搬送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行うため、以下の道路を緊急輸送道路に指定し、整備を図ることとする。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達関係

- (1) 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- (2) 市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

6 防災関係機関による防災訓練の実施

(1) 防災訓練の実施

熊本空港緊急計画連絡協議会は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 熊本空港緊急計画連絡協議会が主催する合同訓練は、航空機事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- イ 訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3節 災害応急対策計画

第1項 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【関連部局】
政策局
消防局

1 災害情報の収集・連絡

航空災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者等は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達するものとする。

(1) 航空運送事業者等

航空運送事業者等は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに熊本空港事務所、熊本国際空港株式会社等関係防災機関に連絡する。

また、被害の状況、活動態勢、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、適宜連絡するものとする。

(2) 市の役割

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

2 通信手段の確保

(1) 事故発生直後の通信確保

市、県及び航空運送事業者等は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 重要通信の疎通確保

西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

【関連部局】
全局

第 2 項 活動体制の確立

1 熊本国際空港株式会社の活動体制

熊本国際空港株式会社は、熊本空港緊急計画に基づき、速やかに必要な体制をとるものとする。また、市への協力を必要に応じて行うものとする。

2 航空運航事業者等の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な態勢をとるものとする。

3 指定地方行政機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、航空機事故が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立する。

なお、対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡するものとする。

4 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な態勢をとる。

その場合、市地域防災計画やその他のマニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部の設置基準、配備態勢、職員の参集基準及びその際の基本的事項に従い、的確な活動体制を構築する。

5 広域的な活動体制

市及び県等は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 熊本空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空機事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。
- (2) 市長は、事故災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法 83 条の規定に基づく災害派遣の要請を知事に依頼するものとする。

第3項 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・ 緊急輸送活動

【関連部局】
政策局
都市建設局

1 警戒区域の設定

市及び警察は、地域住民の生命、身体の安全を守るとともに応急活動の円滑化を図るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

市及び警察は、交通の確保・緊急輸送活動について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。活動実施の際は、その旨を交通機関並びに地域住民に対し広報し、協力を求めるものとする。

第4項 関係者等への的確な情報伝達活動

【関連部局】
政策局
文化市民局
各区役所

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空機災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

2 住民等への的確な情報の伝達

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対し、航空機災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市、県等の防災機関及び航空運送事業者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。また、住民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第 4 章 特殊災害対策計画

この対策は、近年における科学技術の急速な進捗と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図るとともに、早期の情報収集を迅速に行い、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するものとする。

第1節 災害の想定

対策の対象とする地域は、石油類、LPGなどが多量に貯蔵取り扱われている地域であり、地震等により大規模かつ広範囲に及ぶ爆発、火災、漏洩等が予想される。

このような状況から、次のような災害の発生を想定する。

- 1 危険物の火災
- 2 危険物の漏洩
- 3 LPGの爆発及び拡散
- 4 上記災害による多数の死傷者の発生

■対象地域

事業所名		所在地	電話番号
石油関係	出光リテイル販売(株)九州カンパニー	中央区八王寺町 13-72	092-915-3311
	コスモ石油販売(株)南九州カンパニー 熊本配送センター	中央区八王寺町 13-56	096-378-4235
	熊本県石油販売共同組合	南区流通団地 1-15-2	096-285-3355
ガス関係	西部ガスエネルギー(株)熊本支社	中央区萩原町 14-10	096-378-0211
	西部ガス(株)萩原供給所	中央区萩原町 14-10	096-370-8600

第2節 市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、防災について第一次的責任を有する地方公共団体として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するものとする。

- 1 情報の収集、伝達
- 2 災害広報
- 3 避難指示、避難誘導
- 4 被災者の救助
- 5 消火活動
- 6 警戒区域の設定及び被害の拡大防止
- 7 危険物施設、高圧ガス施設の安全確保に必要な指導、助言
- 8 関係機関との連絡調整

第 3 節 自主保安体制の強化

危険物施設、高圧ガス施設に、次の指導、助言を行う。

- 1 危険物、高圧ガスの特性及び設備等の取扱いに関するマニュアル作成
- 2 従業員に対する保安教育の徹底
- 3 情報収集及び有線不通時の連絡体制の確立

第 4 節 応援協力体制の確立

第 1 項 企業間における相互応援体制

関係企業は、企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため協定の締結に努めるものとする。

- 1 応援出動の基準及び連絡方法
- 2 応援の設備、資材の種類、数量
- 3 応援活動の具体的役割分担
- 4 費用の負担区分

【関連部局】
消防局

第 2 項 消防機関と企業間における協力体制

消防機関及び関係企業は、防災活動をより円滑に行なうため、相互における具体的な協力体制の確立を図るものとする。

【関連部局】
政策局
消防局

第 3 項 市町村間における相互応援体制

すでに締結されている「熊本県消防相互応援協定」「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、応援体制の整備、確立に努めるものとする。

第5節 災害予防対策計画

【関連部局】
政策局
消防局

第1項 防災用設備、資機材の整備、備蓄等

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害発生に対して被害の拡大を防止するため、その所轄する事務又は業務に関して必要な設備、資機材の整備、備蓄に努めるものとする。

- 1 化学消火薬剤
- 2 オイルフェンス
- 3 油処理剤及び吸着マット
- 4 照明用機材
- 5 通信用資機材
- 6 ガス検知器
- 7 耐熱防火衣
- 8 空気呼吸器

第2項 防災訓練の実施

防災機関及び関係企業は、災害が発生した場合における情報収集及び防災活動が迅速かつ的確に実施できるように、相互に協力し防災訓練を実施するものとする。

第3項 危険物等の保安全管理

- 1 設備等の定期点検の励行
- 2 関係機関による合同立入検査等の実施

第6節 消防隊の出場

【関連部局】
消防局

災害の発生及び事態の推移に応じ各地区隊の判断で出場するものとする。

第7節 避難

【関連部局】
政策局
都市建設局
各区役所
消防局

- 1 災害が当該対策地域外におよび、付近住民に危険が生じるおそれがある場合、あらかじめ指定した避難先へ避難するよう指示を行う。
- 2 最寄りの一時的避難場所に避難者を誘導する。
- 3 避難経路及び一時的避難場所に職員及び団員を配置し、避難者の安全確保に努める。

【関連部局】
政策局
消防局

第 8 節 警戒区域の設定

- 1 生命・身体に対する危険を防止するために、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。
- 2 災害の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため、火災警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。

熊本市地域防災計画

大規模事故対策編

発行・編集 熊本市防災会議

事務局 危機管理防災部防災計画課

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話番号：096-328-2111（代表）

ホームページ：<http://www.city.kumamoto.jp/>